明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**三）　一

○障害者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（**同**四）　二

〔規　則〕

○人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則（**人事院**九―三〇―六九）　二

〔告　示〕

○平成二十三年歌会始のお題を定められた件（**宮内庁**一）　二

○サンタフェ橋建設計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一九）

○キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二〇）

○体育庁柔道器材整備計画のための贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一）　二

○障害者自立支援法施行令第三十五条第一項第一号の支給認定に係る自立支援医療について費用が高額な治療を長期間にわたり継続しなければならない者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する件（**厚生労働**一）

○児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**二）

○障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（**同**三）

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づき講習会を登録した件（**同**四）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**一三七）　三

○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（**経済産業**三）

○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（**国土交通**一一）　六

○大分空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（**同**一二）

○水防法第十条第二項の洪水予報を行う河川を指定する告示（**同**一三）

○水防法第十六条第一項の水防警報を行う河川を指定する告示（**同**一四）　八

〔人事異動〕

内閣　法務省　財務省　二

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、土地家屋調査士懲戒処分、所得税法第二一四条の規定に該当しなくなった非居住者関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他

省　令

○厚生労働省令第三号

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、並びに臓器の移植に関する法律（平成九年法律第百四号）第十条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月十四日

厚生労働大臣　長妻　昭

臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令

臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨　九

第五条第二項に次の一号を加える。

四　判定を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し　一〇

第六条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、その旨　二

第六条第二項に次の一号を加える。

四　臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していたときは、当該書面の写し　三

第十三条に次の一項を加える。

2　臓器あっせん機関は、その行った臓器のあっせんについて、臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を書面により表示していた場合であって、当該意思により当該親族が移植術を受けたときには、前項の帳簿に次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　臓器の摘出を受けた者が生存中に親族に対し臓器を優先的に提供する意思を表示した書面の写し